



2014年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日◆2015年1月25日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は1月25日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月5日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

----- 解答にあたっての注意 -----

1．試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例
等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（39歳）は、妻Bさん（38歳）との2人暮らしである。Aさんは、先日友人から、40歳になると公的介護保険（以下、「介護保険」という）の保険料負担が生じると聞き、介護保険についての確認も含め、社会保険からの給付や老後の年金収入を増やす方法について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん

生年月日：昭和50年4月11日

〔国民年金の加入歴（見込みを含む）〕

平成7年4月	平成11年7月	平成27年1月	平成47年4月
保険料全額免除期間 51月	保険料納付済期間 186月	保険料納付予定期間 243月	
20歳	24歳	39歳	60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和51年8月26日

20歳から現在に至るまで国民年金に加入。国民年金の保険料未納期間はない。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 介護保険についてMさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「介護保険の被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者に区分されます。第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上（ ）未満の公的医療保険加入者です。介護保険の第2号被保険者は、保険者から（ ）要介護状態または要支援状態と認定された場合に、保険給付を受けることができます。介護保険の介護給付または予防給付のサービスを受けた者は、原則として、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の（ ）を自己負担することになります」

- 1) 60歳 特定疾病による 3割
- 2) 60歳 原因を問わず 1割
- 3) 65歳 特定疾病による 1割

《問2》 Mさんは、Aさんが60歳に達するまで国民年金の保険料を納付した場合の老齢基礎年金の年金額を試算した。Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を算出する計算式は、次のうちどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、平成26年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算するものとする。

- 1) $772,800円 \times \frac{429月 + 51月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 2) $772,800円 \times \frac{429月 + 51月 \times \frac{1}{2}}{480月}$
- 3) $772,800円 \times \frac{429月 + 51月 \times \frac{2}{3}}{480月}$

《問3》 Aさんの老後の年金収入を増やす方法についてMさんが行ったアドバイスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、国民年金の定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受給することができます」
- 2) 「Aさんは、国民年金基金に加入して掛金を支払うことにより、老齢年金を受給することができます。また、国民年金基金の掛金は、税法上、全額が所得控除の対象となります」
- 3) 「Aさんは、国民年金基金連合会が実施する確定拠出年金の個人型年金に65歳になるまで加入することができます」

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさん（40歳）は，これまで個人向け国債を中心に資産を運用してきたが，これからは投資対象を広げ，外貨預金による運用を始めてみたいと考えている。そこで，Aさんは，ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが預入れを検討している外貨預金に関する資料は，以下のとおりである。

Aさんが預入れを検討している外貨預金に関する資料

- ・米ドル建定期預金（為替予約なし）
- ・預入期間 : 1年
- ・利率（年率） : 0.5%（満期時一括支払）

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 外貨預金についてMさんがAさんに対して行った説明に関する次の記述のうち，最も適切なものはどれか。

- 1) 「米ドル建定期預金の満期時の為替レートが，預入時の為替レートに比べて円安・米ドル高となった場合，円換算の運用利回りは向上します」
- 2) 「米国の金利が上昇し，日本の金利が低下した場合，米ドル建投資の魅力が増すことから，円を売却し米ドルを購入する動きが加速し，その結果，円高・米ドル安となります」
- 3) 「国内金融機関に預け入れた外貨預金は，元本1,000万円までとその利息が預金保険制度による預金保護の対象となります」

《問5》 外貨預金に係る課税関係についてMさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄～に入る語句の組合せとして最も適切なものは，次のうちどれか。

)「Aさんが外貨預金に預入れをした場合，外貨預金の利子に係る利子所得は，日本円の預金に係る利子所得と同様に，所得税（復興特別所得税を含む），住民税あわせて20.315%の税率による（ ）の対象となります」

)「外貨預金による運用では，外国為替相場の変動により，為替差損益が生じることがあります。為替差益は，（ ）として所得税（復興特別所得税を含む）および住民税の対象となります。なお，為替差損による損失の金額は，外貨預金の利子に係る利子所得の金額と損益通算することが（ ）」

- | | | | |
|----|--------|------|-------|
| 1) | 源泉分離課税 | 一時所得 | できます |
| 2) | 源泉分離課税 | 雑所得 | できません |
| 3) | 申告分離課税 | 雑所得 | できます |

《問6》 Aさんが、《設例》および下記の 資料 の条件で、為替予約を付けずに円貨を外貨に交換して10,000米ドルを外貨預金に預け入れ、満期時に円貨で受け取った場合における元利金の合計額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、税金は考慮しないものとする。

資料 満期時における適用為替レート（円/米ドル）

T T S	T T M	T T B
107円	106円	105円

- 1) 1,055,250円
- 2) 1,065,300円
- 3) 1,075,350円

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（47歳）は、妻Bさん（46歳）および子Cさん（19歳）との3人家族である。Aさんは平成26年6月に住宅ローンを利用して新築の戸建住宅（認定長期優良住宅および認定低炭素住宅ではない）を購入し、同月中に居住の用に供した。Aさんは、これについて住宅借入金等特別控除の適用を受ける予定である。

Aさんが勤務先であるX社から受け取った平成26年分の給与所得の源泉徴収票、およびAさんが取得した住宅に関する資料は、以下のとおりである。なお、給与所得の源泉徴収票において、問題の性質上明らかにできない部分は「」で示してある。

平成26年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	東京都江東区 × × ×										氏名	A												
													(受給者番号)												
													(フリガナ)												
													(役職名)												
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額																		
給料・賞与	7,800,000		5,820,000		2,619,000		227,200																		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額																
有無	○	1							30,000																
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額										国民年金保険料等の金額		介護医療保険料の金額													
居住開始年月日										配偶者の合計所得		新個人年金保険料の金額													
妻：B 子：C										新生命保険料の金額		旧個人年金保険料の金額													
										旧生命保険料の金額		96,000		旧長期損害保険料の金額											
扶養親族	16歳未満	未成年者	外国人	死に退職	災害者	乙欄	本人が障害者	寡	妻	寡	勤労学生	中途就・退職				受給者生年月日									
人												就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日		
																			○		42		8	20	
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都文京区 × × ×										氏名又は名称	株式会社 X社 (電話)												

Aさんが取得した住宅に関する資料

住宅の建物および敷地を平成26年6月に一括で取得し、同月中に入居し、その全部を住宅としている。

住宅（建物）の取得価額.....1,620万円（消費税額等8%込）

土地（住宅の敷地）の取得価額...2,000万円

資金調達：自己資金.....1,420万円

銀行借入金.....2,200万円（20年の割賦償還，平成26年の年末残高は2,170万円）

住宅（建物）の床面積.....100m²

土地（住宅の敷地）の面積.....130m²

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問7》 所得税における住宅借入金等特別控除（以下、「住宅ローン控除」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 住宅ローン控除の対象となる借入金等の償還期間は、15年以上でなければならない。
- 2) 住宅ローン控除の対象となる家屋は、床面積が50㎡以上で、かつ、その2分の1以上がもっぱら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
- 3) 給与所得者が住宅ローン控除の適用を受ける場合、初年分は確定申告が必要であるが、2年目以降からは年末調整により適用を受けることができる。

《問8》 Aさんの平成26年分の所得税の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんは平成26年分の所得税の年末調整に際して、配偶者控除の適用を受けている。
- 2) Aさんは平成26年分の所得税の年末調整に際して、子Cさんについて38万円の扶養控除の適用を受けている。
- 3) Aさんの平成26年分の所得税の年末調整の際に控除された生命保険料控除額は、4万9,000円である。

資料 所得税における生命保険料控除額

旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

年間支払保険料		控除額
2万5,000円以下		支払保険料
2万5,000円超	5万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 1万2,500円
5万円超	10万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 2万5,000円
10万円超		5万円

新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

年間支払保険料		控除額
2万円以下		支払保険料
2万円超	4万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 1万円
4万円超	8万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 2万円
8万円超		4万円

《問9》 Aさんの平成26年分の所得税における住宅借入金等特別控除の控除額は、次のうちどれか。

- 1) 200,000円
- 2) 217,000円
- 3) 220,000円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

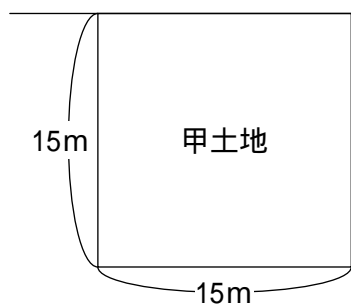
《設 例》

Aさん（50歳）は、賃貸アパートを経営することを検討している。Aさんが賃貸アパートの建築用地について物件情報を収集したところ、Bさんが所有する甲土地が売却中であることを知った。

甲土地の概要は、以下のとおりである。

甲土地の概要

幅員 6 m（公道）



用途地域	: 第一種中高層住居専用地域
指定建ぺい率	: 60%
指定容積率	: 200%
前面道路幅員による容積率の制限	: 前面道路幅員 $\times \frac{4}{10}$
防火規制	: 防火地域

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地を購入する場合の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんが法務局で甲土地の登記事項証明書の交付申請を行う場合、当該交付についての許可を甲土地の所有者であるBさんから得た旨の証明書を申請時に提出する必要がある。
- 2) 甲土地の所有権に関する登記の登記事項は、登記記録の権利部甲区で確認することができる。
- 3) 甲土地の売買契約の締結にあたり、AさんがBさんに解約手付金を交付した場合、Bさんが契約の履行に着手するまでは、Aさんはその手付金を放棄して契約を解除することができる。

《問11》 Aさんが賃貸アパートを建築・保有する場合の税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんが建築した賃貸アパートの建物に課される不動産取得税の標準税率は、5%である。
- 2) Aさんが建築した賃貸アパートの建物について所有権の保存登記を行う場合、登録免許税は課されない。
- 3) Aさんが建築した賃貸アパートの建物およびその敷地に係る固定資産税の課税標準の基礎となる価格（固定資産税評価額）の評価替えは、原則として、3年に1度行われる。

《問12》 Aさんが甲土地に賃貸アパートを建築する場合の最大延べ面積は、次のうちどれか。

- 1) $15\text{m} \times 15\text{m} \times 60\% = 135\text{m}^2$
- 2) $15\text{m} \times 15\text{m} \times 70\% = 157.5\text{m}^2$
- 3) $15\text{m} \times 15\text{m} \times 200\% = 450\text{m}^2$

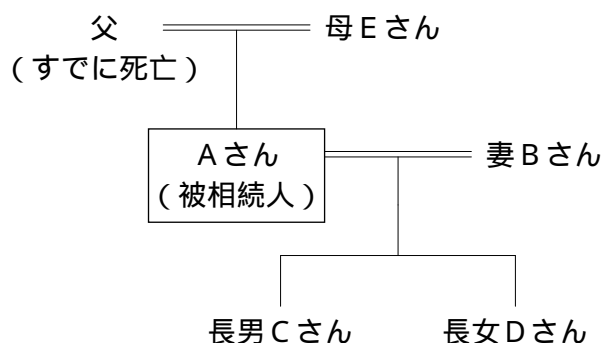
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、平成26年11月10日に病気により71歳で死亡した。Aさんは、生前に、自筆証書遺言を作成している。また、Aさんは、平成21年5月に長女Dさんに現金の贈与（暦年課税）を行っている。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産（相続税評価額）

- ・預貯金 : 3,000万円
- ・有価証券 : 5,500万円
- ・自宅の敷地 : 6,000万円
- ・自宅の家屋 : 1,000万円

Aさんが加入していた生命保険契約に関する資料

- 保険の種類 : 終身保険
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
死亡保険金額 : 2,000万円

妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、いずれもAさんの相続により財産を取得するものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 相続開始後の手続に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

) 被相続人が自筆証書遺言を残していた場合、遺言書の保管者またはこれを発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を()に提出してその検認を請求しなければならない。

) 相続税の申告義務を有する者は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から()以内に、()の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければならない。

- | | | | |
|----|-------|------|------|
| 1) | 家庭裁判所 | 4カ月 | 相続人 |
| 2) | 家庭裁判所 | 10カ月 | 被相続人 |
| 3) | 公証役場 | 10カ月 | 相続人 |

《問14》 Aさんの相続に係る相続税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんが「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けるためには、Aさんの相続開始時において、Aさんとの婚姻期間が20年以上でなければならない。
- 2) 妻Bさんが取得した死亡保険金に係る生命保険金の非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」の算式により算出する。
- 3) 長女Dさんが平成21年5月にAさんからの贈与によって取得した財産の価額は、相続税の課税価格に加算する。

《問15》 Aさんの相続に係る法定相続人およびその法定相続分の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

- 1) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ ，長男Cさん： $\frac{1}{4}$ ，長女Dさん： $\frac{1}{4}$
- 2) 妻Bさん： $\frac{1}{3}$ ，長男Cさん： $\frac{1}{3}$ ，長女Dさん： $\frac{1}{3}$
- 3) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ ，長男Cさん： $\frac{1}{6}$ ，長女Dさん： $\frac{1}{6}$ ，母Eさん： $\frac{1}{6}$

(メモ余白)

2014年度1月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・ 3級 実技試験 個人資産相談業務 (2015年1月25日実施)

配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、3月5日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 50点満点で30点以上

【第1問】

番号	問1	問2	問3
正解	3	1	3
配点	3	4	3

【第2問】

番号	問4	問5	問6
正解	1	2	1
配点	3	3	4

【第3問】

番号	問7	問8	問9
正解	1	2	2
配点	3	3	4

【第4問】

番号	問10	問11	問12
正解	1	3	3
配点	3	3	4

【第5問】

番号	問13	問14	問15
正解	2	2	1
配点	3	3	4